

## 人員に関する基準

### 1 生活相談員の配置

#### 基準

生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

【基準条例 第 100 条第 1 項第 1 号】

#### 事例

- ✓ 生活相談員不在の日がある。
- ✓ 生活相談員の配置はあるが、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数を含めており、基準を満たしていなかった。

#### 指導・ポイント

- 生活相談員を基準数以上、配置すること。
- 常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数は勤務延時間数に含めることはできないので留意すること。

### 2 看護職員の配置

#### 基準

看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

【基準条例 第 100 条第 1 項第 2 号】

#### 事例

- ✓ 看護職員が不在の日がある。
- ✓ 人員基準欠如における減算の対象となっていたにもかかわらず、減算を行っていなかった。

#### 指導・ポイント

- 看護職員を基準数以上、配置すること。
- 人員基準欠如の月及び減算の対象となる月を確認し、減算（過誤調整）を行うこと。

### 3 機能訓練指導員の配置

#### 基準

機能訓練指導員 1 以上

【基準条例 第 100 条第 1 項第 4 号】

#### 事例

- ✓ 個別機能訓練加算を算定しない場合は機能訓練指導員の配置は不要であると誤解していたため、機能訓練指導員が配置されていなかった。

#### 指導・ポイント

- 機能訓練指導員を基準数以上配置すること。

## 運営に関する基準

### 1 通所介護計画

#### 基準

指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた通所介護計画を作成しなければならない。

指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を作成しなければならない。

【基準条例 第 106 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項】

#### 事例

- ✓ 一部の利用者について、通所介護計画が作成されていなかった。
- ✓ 通所介護計画を、交付を希望する利用者にのみ交付している。
- ✓ 居宅サービス計画上、サービスの提供内容が変更になっているが、通所介護計画が変更されていない。
- ✓ 作成した通所介護計画に基づき提供したサービスの実施状況や目標の達成状況に関する記録がない。

#### 指導・ポイント

- サービスの提供開始前に通所介護計画書を作成し、その内容等を利用者又はその家族に対して説明した上で利用者の同意を得て、当該通所介護計画を利用者に交付すること。
- 通所介護計画の作成後、提供内容の変更が必要となった場合には、通所介護計画の変更を行うこと。
- 通所介護計画の実施状況の把握及び評価は、記録されることによって新たな通所介護計画の作成の基礎となり、さらには居宅サービス計画の修正に資するものなので、評価を行い記録すること。

介護報酬

1 個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

基準

- ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している指定通所介護の単位（中略）の利用者に対して行うものであること。この場合において、例えば1週間のうち、月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、当該加算の対象とはならない。（後略）
- ④ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の対象となる。（後略）
- ⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。
- ⑨ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL・IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。（後略）
- ⑩ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

【報酬告示留意事項通知 第2の7(11)②、④、⑤、⑨及び⑩】

個別機能訓練の内容については、利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る。その際、個別機能訓練計画の写しを交付することとする。

【通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月27日 老振発0327第2号）2(2)ウ】

事例

- ✓ 常勤専従の理学療法士等（Ⅰの場合）または専従の理学療法士等（Ⅱの場合）の勤務実績のない日に当加算を算定していた。
- ✓ 個別機能訓練計画において、利用者ごとにその目標設定に関する表記がされていなかった。
- ✓ 個別機能訓練に係る記録について、実施された実施時間、担当者等の記載がなかった。
- ✓ 理学療法士等が利用者の居宅を訪問せずに個別機能訓練計画を作成している。または、記録がなく利用者宅の訪問状況が不明。
- ✓ 個別機能訓練計画について、利用者又はその家族の同意を得たことが確認できない。

指導・ポイント

- 算定要件上求められる理学療法士等の配置がない日については加算を算定しないこと。
- 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を記載すること。
- 個別機能訓練に関する記録には、実施時間、訓練内容、担当者等について記録すること。
- 利用者の居宅を訪問し、居宅での利用者の状況を把握した上で、個別機能訓練計画書の作成、見直しを行うこと。
- 個別機能訓練計画を作成した際には、利用者又はその家族に計画の内容を説明し、同意を得ること。

## 2 個別機能訓練加算（Ⅱ）

### 基準

- ④ 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。

【報酬告示留意事項通知 第 2 の 7 (11)⑥】

### 事例

- ✓ 単なる身体機能の維持・向上のみの計画を作成し、訓練を実施している。

### 指導・ポイント

- 適切なアセスメントを経て、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。

## 3 認知症加算

### 基準

- ② 「日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、(後略)
- ⑦ 認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。

【報酬告示留意事項通知 第 2 の 7 (13)②及び⑦】

(前略) 認知症の算定対象者が利用している日に認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない場合は、認知症加算は算定できない。

【H27 年度報酬改定 Q & A (Vol. 1) 問 34】

### 事例

- ✓ 認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない日に算定している。
- ✓ 加算の算定要件（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・M）に該当しない利用者について、加算を算定している。

### 指導・ポイント

- 認知症介護実践者研修等の修了者を配置している日のみ算定すること。
- 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者に対してのみ算定すること

4

生活機能向上連携加算（H30 改正事項）

基準

①の個別機能訓練計画については、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。（後略）

【報酬告示留意事項通知 第 2 の 7 (10) ②】

事例

- ✓ 複数の利用者において個別機能訓練計画の目標が画一的であることに加え、実施時間の記載がない。

指導・ポイント

- 個別機能訓練計画の作成の際には、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等の内容を記載すること。目標については、段階的な目標を設定するなど可能なかぎり具体的かつ分かりやすい目標とすること。